

令和2年4月8日

生徒並びに保護者の皆さん

県立西宮今津高等学校長

緊急事態宣言を踏まえた春季休業明けの対応について

このことについて、県教育委員会から4月7日付けて「緊急事態宣言を踏まえた県立学校における春季休業明けの取扱いについて」の通知がありました。

については、本通知に従い、県立西宮今津高等学校として下記のとおり対応します。

緊急事態宣言を踏まえた県下の状況を御観察いただき、格別の御理解、御協力をお願いいたします。

記

1 臨時休業

- (1) 4月8日（水）に始業行事等を実施の上、当面、5月6日（水）まで臨時休業とします。
- (2) 臨時休業中は、次の活動を中止します。
 - ① 授業
 - ② 学校行事
 - ③ 部活動等（対外試合、合同練習、合宿等を含む。）
- (3) 不要不急の外出を自粛し、自宅学習とします。

2 登校日

- (1) 1年次生
4月10日（金）、4月14日（火）、4月21日（火）、4月28日（火）
- (2) 2年次生
4月10日（金）、4月17日（金）、4月24日（金）、5月1日（金）
- (3) 3年次生
4月9日（木）、4月16日（木）、4月23日（木）、4月30日（木）

3 登校時間

生徒の居住地や交通手段を考慮し、通勤時間帯等の密集を避けるよう年次ごとに調整しています。

4 下校時間

12時完全下校

5 登校日の活動内容

自宅学習の指示をはじめ、進路指導、個人面談等を実施します。

6 感染拡大防止

- (1) 平素から、手洗いの励行、咳エチケットの実施、マスクの着用等、必要に応じた感染拡大防止を徹底してください。
- (2) 生徒や同居する家族等が新型コロナウイルス感染症となった場合や、その疑いがある場合は、保健所等の指示に従うとともに、学校と連絡を密にとってください。

7 その他

登校に不安・心配を感じられる場合は遠慮なく担任等にご相談ください。